

## 随意契約の公表

地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の2第1項第3号の規定により次のとおり契約を締結したので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第2項の規定により公表する。

令和元年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 業務名称 旧紀南児童相談所跡地草刈り業務
- 2 業務内容 旧紀南児童相談所跡地の草刈り及び処分
- 3 契約の相手方の名称及び所在地  
公益社団法人田辺市シルバー人材センター  
田辺市末広町5番32号
- 4 契約金額 62,436円（税込み）
- 5 契約年月日 令和元年7月4日
- 6 契約の相手方とした理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者であり、提出された見積書の額が予定価格の範囲内であったため。